

仲裁センター運営委員会報告

当会会員、仲裁センター運営委員会副委員長 室谷 和宏 (62期) ●Kazuhiro Murotani

1 はじめに

第二東京弁護士会仲裁センター（以下「当センター」という。）は、平成29年7月29日（土）と30日（日）の2日間にわたり、熱海において、夏季合宿（以下「本合宿」という。）を実施した。当センターでは、平成25年から隔年ごとに合宿形式と勉強会形式による研修を実施しており、昨年度は合宿形式による研修を実施する運びとなった。

本稿は、本合宿の企画・運営に携わった立場から、本合宿の企画の経緯および本合宿当日の実施状況の概要を報告するものである。

2 本合宿の企画の趣旨

当センターは、平成2年3月に、全国に先駆けて設置された自主的紛争解決機関であり、2年後には30周年を迎えるが、改めて、原点である当センター発足時の議論状況を把握しておくことは、十分に意義のあることと思料される。また、当センターの設立時に関与していた弁護士が減少している状況下で、再度原点に立ち戻ることは、今後の当センターのあり方を考える上で有益であることは疑いがない。

そこで、今回は、当センターの設立時から関与されてきた方々や、地方の単位会においてADRの普及に尽力されてきた方にご協力を賜り、改めて当センターの設立当初の議論状況を確認するとともに、これからのADRのあり方・考え方を議論する機会を設けることとした。

なお、本企画の実施にあたっては、設立時から当センターに関与され、ADRに造詣の深い中村芳彦弁護士（当センター運営委員会元

委員長、現同委員会委員）にシンポジウムのコーディネーターをお願いするとともに、シンポジウムの内容についてご提案をいただいた。本合宿は、中村弁護士のご尽力なくしては到底実施できなかったものであり、ここに厚くお礼を申し上げる次第である。

3 シンポジウムの内容について

- ① 弁護士会ADRの原点
- ② 弁護士の中に十分ADRが浸透していない（例えば年間1人1件持ち込めば…の議論）ことをどう考えるか
- ③ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）の制定によるADR全体への影響
- ④ 専門型ADR（医療・金融・国際家事）の隆盛という現象をどのように考えるか
- ⑤ 司法型ADRとの関係のあり方をどう考えるか
- ⑥ 弁護士会ADRの利用が伸び悩んでいるのは何故か。特に一般民事事件、少額事件や双方代理人に弁護士がついていない事件についてどのように考えるか

4 本合宿第1日目

本合宿の出席者は、合計35名であり、例年に比べて若干少なかったものの、ADRに強い関心をお持ちの方々が出席され、充実した議論がなされたものと思われる。

(1) 基調講演

「弁護士会ADRの原点を考える」

本合宿第1日目では、まず、山崎司平弁護士（当センター運営委員会元委員長、現日弁

連ADRセンター委員長)による、「弁護士会ADRの原点を考える」との表題の基調講演が実施された。ここでは、弁護士会ADRを「裁判と『並ぶ』魅力的な選択肢」、「裁判所との競争的共存を図る制度」と位置づけた上で、二弁がどのような考えのもとに当センターを立ち上げたかについての具体的な説明がなされた。

(2) パネルディスカッション (その1)

次に、山崎弁護士による上記講演を引き継ぐ形で、前記3の①から⑤までを内容とするパネルディスカッションが実施された。パネリストは、山崎弁護士のほか、太田勝造東京大学教授、斉藤睦男弁護士(仙台弁護士会紛争解決支援センター運営委員会委員・同仲裁人)、農端康輔弁護士(当センター運営委員会嘱託)であった。

ア ①について、当センター発足前の構想として、故原後山治弁護士を中心として「少額事件対策」「相談から仲裁へ」「民事訴訟の改善」という3つの狙いを実現すべく、(法的な意味での)仲裁制度の活用(人に対する信頼、スター仲裁)ということが考えられていたところ、現実には、「金額を限定せず多様な事件を扱うようになったこと」「代理人弁護士の持ち込み申立てで財政面から制度の維持・拡充を図る」「法律相談を経由しない直接の申立ても是認」「和解あっせんの先行」「10年以上の経験のある弁護士の公募によるあっせん人の選任」という、当初の構想よりも拡充された展開となったことが確認され、この背景にいわゆる「原後マインド」(自由で多様な議論の形成、反省的实践(トライ・アンド・エラー))が作用していたことが確認された。また、この「原後マインド」が今後の議論にどのような示唆を与えるかという点についても確認がされた。

イ ②について、利用件数の伸び悩みの原因の1つとして、「弁護士自身の利用や相談者への利用の勧めが足りないこと」があることを念頭に、弁護士自身のADRに対する理解度不足の理由とその対応、弁護士自身の

ADRに対する意識改革に何が必要か、につき議論がなされた。パネリストからは、応諾義務がないことが問題である、ADRを調停(すなわち訴訟)のアナロジーで把握しているなどの原因が挙げられ、交渉と訴訟の二者択一化状況(一般人は自主的解決ができたところで弁護士に事件の解決を依頼する傾向がある。)を改善する必要がある、第三者的に紛争解決を俯瞰する目を養う必要があるなどの意見が出された。

ウ ③について、ADR法に基づく認証ADRの利用状況や、ADR法制定後の弁護士会ADRの状況についての報告に基づき、ADR法の制定によりADRのあり方に影響があったか否かについて議論がなされた。パネリストや会場からは、現状ではADR法に基づく認証を受けるメリットがない、ADRが本来的に有する自在性との関係で問題がある、などの否定的な意見のほか、ADR法を通じてADRの認知度が向上するのであればこれを利用しない手はないなどの肯定的意見も出された。

エ ④について、特に医療ADRを念頭に、専門型ADRの利用者数が増加している傾向をどのように理解するか、医師や医療専門弁護士であることが医療ADRにおいていかなる役割や限界を持つと考えられるか、医療ADRにおける医療専門性や法専門性はどのような意味を有し、どのような使い方がなされるべきか、今後の専門型ADRのあり方や方向性についてどう考えるか、などにつき議論がなされた。パネリストや会場からは、専門的な問題ほど解決が長期化するので、ADRにとっては専門性はウリになる、利用者からすると専門性が見える方が利用するかどうかの目安になるなどの肯定的意見のほか、「悪い人ほど証拠を持っている」という現状の打破が当初のADRの意図であったことからすると、専門性を打ち出し過ぎることは制度の自殺につながるなどの意見も出された。また、専門性とADRの応諾率の上昇とは結びつかないのではないかとの意見も示された。

オ ⑤について、「民事訴訟の改善」「裁判所制度との競争的共存」の見地からとらえられてきた弁護士会ADRの立場から見て、司法型ADRの問題点はどのような点にあり、改めて司法型ADRに対しどのような問題提起ができるか、などについて議論がなされた。パネリストや会場からは、司法型ADR（特に家事調停）が権利義務を重視する傾向が強くなり、当事者を支える力が落ちてきている点が問題で、この点をフォローできるのが弁護士会ADRの強みであるという意見や、調停は裁判と同系列でみられるもので、全く別の手続と考えた方がよいという意見などが出された。

5 本合宿第2日目

本合宿第2日目では、前記3の⑥について、議論を行った。2日目のパネリストとして、入江秀晃九州大学准教授に急きょご登壇を依頼し、ご快諾をいただいた。

(1) ADR利用調査の報告

まず、太田教授から「ADR利用調査の概要」という表題で、2013年4月から2017年3月までにかけて実施されたADR利用者調査の結果として、利用者から見たADRの印象やADRにかかわる弁護士の印象について報告がなされた。また、入江准教授からは、上記ADR利用者調査の結果の分析を通じた弁護士会ADRの課題につき報告がなされた。さらに、農端当センター運営委員会囑託からは、当センターの制度概要や申立件数等のデータについて説明がなされた。

(2) パネルディスカッション（その2）

次に、上記各報告を踏まえて、⑥について議論がなされた。パネリストや会場からは、現状では「相談からADRへ」という流れができていないため、この流れを確立させる必要がある、そのためには相談担当者が利用者へADRを意識させる必要があるという意見やADRの制度の周知のほかにあっせん人の質を向上することが重要であるとの意見が出された。

また、当センターでは原則とされている同席ADRの実施について、利用者調査では、別席でのADRの実施が多かったという結果が示され、この点についても議論がなされた。パネリストからは、利用者において同席と別席のそれぞれのメリット・デメリットが理解されていないことが問題であるとの指摘や、別席ADRの実施自体が対立的当事者構造の表れであり、要件事実的発想から脱却することが必要との意見が示された。

(3) 総括

最後に、これまでの総括として、これからのADRのあり方、考え方として、ADR自体の周知を図る必要がある一方で、ADRに関与するあっせん人の質の向上のための研修も重要であること、また、利用者の立場から考えた場合、ADRのみならず弁護士会の法律相談を利用することにも心理的抵抗があることから、この利用者と弁護士・弁護士会との心理的距離をどう縮められるかを考える必要がある、などの意見が示された。

6 終わりに

今回の本合宿では、限られた時間の中で、当センターの設立当初から今日に至るまでの議論の流れと今後の議論の方向性について、最低限の把握はできたのではないかと考えている。当センターでは、今後も、紛争解決の選択肢の1つとしてのADRのあり方について、関係者および関係各所と協議をし、また研修を実施するなどして、よりよい制度設計を構築していく所存である。



本合宿第2日目の様子—熱海温泉の旅館「新かどや」にて—